

質問に対する回答

「長浜市内の学校園及び学校給食センターで使用する電気」に係る入札説明書等への質問について、次のとおり回答します。

番号	質問内容	回答
1	参加資格確認申請の送付について、レターパック等追跡機能のある形式での郵送は可能でしょうか。また、書留の場合は一般書留・簡易書留の指定はありますでしょうか。	郵送または持参での提出となります。郵送の場合、提出方法に特段の指定はございません。ただし、いずれの方法であっても、提出期日までに確実に到達するようお願いいたします。
2	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	現在の供給会社は株式会社エネットです。 計量日は【別紙】需要場所等一覧に記載されているとおりです。
3	1日以外の施設を含むご案件について弊社とのご請求回数が13回になりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
4	1日以外の分散検針施設につきまして、供給期間は計量日～計量日前日となりますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
5	(1)各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。 (2)自家発補給電力の契約はありますか。	ありません。
6	(1)入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。 (2)提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はいかがでしょうか。また、ご指定様式に「印」のマークが無い場合は、押印省略でよいですか。	日付は入札書にすでに記載しております。 なお、入札書の押印は必要であり、入札参加資格確認申請書兼誓約書の使用印と同一の印鑑を使用してください(異なる印鑑を使用した場合は無効となります)。
7	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	問題ありません。
8	(1)入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。 (2)入札書作成にあたり、単価は税込の認識でよろしいでしょうか。	入札書に記載する金額は税抜きとなっております。
9	(1)入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の方法にて算出して問題ございませんでしょうか。 A:基本料金=契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B:電力量料金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C:燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D:再エネ賦課金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E:月額合計=各月A～D合算(小数点以下切り捨て) (2)入札内訳書の単価は税込でよろしいでしょうか。また、端数処理方法をご教示ください。	端数処理に指定はありませんが、入札額と整合性が取れる形で算出してください。なお、入札内訳書の単価・小計・合計は税込みで作成してください。
10	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額(税込)の110分の100に相当する税抜金額です。 この税抜金額への換算(税込総額÷1.1)の際に1円未満の端数が生じますが、各社が希望する税込総額によって、端数を切り上げた方が希望額に近づく場合もあれば、切り捨てた方が近づく場合もあります。そのため、市として一律に切り上げ・切り捨てを指定することはありません。各社において、入札内訳書(税込)と入札書記載額との整合が取れるよう、適宜端数処理を行って記入してください
11	(1)入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか(同一単価での提出となります)。 (2)各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよいですか。 複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらですか。	仕様書2(15)のとおり落札後に内訳書を提出してください。 内訳書は全施設をまとめて1枚で作成してください。 各施設ごとの基本料金ならびに力率、夏季・その他季の電力料金を明示し、各月ごとの小計と総額がわかるように作成してください。
12	(1)弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書での対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。 (2)①紙の請求書の発行は必要ですか。毎月7営業日頃に発送いたしますがご了承いただけますか。 ②紙の請求書の発行には、330円のご負担をいただきますがよろしいですか。 (WEBマイページよりご請求書をご覧いただくことも可能です) (3)請求書は紙請求書の発行はしておらず、メール送付又はシステムからダウンロードとなります。ご了承いただけますでしょうか。	電子請求書(Web上での確認・ダウンロード)での対応も可能です。請求書は合算(全施設をまとめた請求書)での発行でも差し支えありませんが、仕様書2(11)のとおり、各施設ごとの内訳(使用電力量・契約電力・料金等)がわかるように明示してください。
13	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード)	12の回答のとおりです。

14	(1)ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承くださいませでしょうか。 (ご了承くださいない場合は【紙請求書による特別対応について】の回答をお願いいたします。) (2)請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載等の個別対応しておりませんがご了承くださいませでしょうか。	了承します。
15	【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 (長期連休時に20日頃になる可能性がございます)ご了承くださいませでしょうか。	請求書への押印は必要ありません。
16	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承くださいませでしょうか。	了承します。
17	(1)発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承くださいませでしょうか。 (2)税抜単価で入札内訳書を作成する場合、契約書・電気料金の請求金額を算出する際は、税込単価で算出となりますがよろしいでしょうか。	請求書については了承します。 契約書につきましては、税込表示でかまいませんが、単価の消費税及び地方消費税額の記載をお願いします。
18	(1)請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。 (年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。 (2)弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承くださいませか。	支払いは、本市の銀行口座からの自動引き落としとなります。
19	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承くださいませでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	了承します。
20	(1)毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括(すべてまとめた請求書) ①②以外(詳細をご教示ください) (2)1地点の請求書を複数に分割した請求書発行が必要な場合、以下についてご確認ください。 ①分割請求書の発行対応は必須ですか。 ②分割数をご教示ください。 ③分割した請求書には使用量や金額の内訳記載はされず、請求金額のみの情報となります。 ④通常の請求書を発行後、分割情報を提供いただき、その後分割請求書を作成いたします。分割請求書の発行には通常よりもお時間をいただきます。 ⑤分割を行う場合、各施設の分割後の請求金額をご提供いただく必要がございます。子メーター等で計測した使用電力量を元に弊社で請求金額を算出する対応はできかねます。	(1)請求書は一括(全施設をまとめた合算請求書)での発行でも差し支えありません。ただし、各施設ごとの使用電力量・契約電力・料金等の内訳がわかるように作成してください。 (2)1施設の請求書に対し、分割してお支払いする予定はありません。
21	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承くださいませでしょうか。	了承します。
22	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	了承します。
23	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	可能です。
24	過去に新電力会社に切り替えたことはありますか。	あります。
25	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	30分値データは、令和7年10月以降の分をエクセル形式で提供可能です。それ以前のデータは本市で保有していないため、提供いたしかねます。
26	(1)対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますか。 (2)契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。	電力の契約に影響する工事は現在予定しておりません。
27	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承くださいませでしょうか。	了承します。
28	(1)開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませでしょうか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。 (2)開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてくださいませか。 (3)開札結果は、応札会社全てにご連絡を頂けますか。また、開札結果公開範囲をご教示下さい。(落札会社のみ等)	公開範囲は応札業者及び入札金額です。 開札後、応札者全員にFAX又はメールにて通知します。 後日、入札結果をHPにて公表する予定をしておりますので、ご確認ください。

29	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	可能です。
30	開札の立ち会いは任意となりますでしょうか。	立ち会いは不要です。
31	契約電力500kW未満の施設においては、計量日は、現在供給されている電力会社から変更できませんので、ご容赦いただけますか。 契約電力500kW以上の施設においては、計量日は、原則1日となりますのでご容赦ください。	了承します。 500kW以上の施設の計量日を含め、検針日は供給者との協議により定めます(仕様書2(7))。
32	契約電力500kW未満で、計量日が1日以外の施設については、供給期間「2026年10月計量日～2029年10月計量日前日まで」となりますので、ご了承ください。	仕様書2(3)のとおりです。了承します。
33	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますか。 (例:使用期間が3/10～4/9の場合、計量日は4/10 0:00)	了承します。
34	弊社は蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	了承します。
35	(1) 入札内訳書をエクセルデータでいただくことは可能ですか。データでいただけない場合は、弊社様式で作成してもよろしいですか。 (2) 入札金額積算内訳書は、各社の任意様式でよろしいですか。 (3) 内訳書Excelの提供を頂けますでしょうか。	内訳書は任意様式です。 各施設ごとの基本料金ならびに力率、夏季・その他季の電力料金を明示し、各月ごとの小計と総額がわかるように作成してください。
36	仕様書2. (15)イについて、入札内訳書は落札後提出、入札時は入札書のみ提出という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。仕様書2(15)イのとおり、入札内訳書は落札後の提出となります。
37	(1) 任意内訳書作成方法について以下①～④をお伺いします。 ①内訳書は1枚(全49施設を各施設毎に積算した一覧)で作成することでよろしいでしょうか。 ②月毎の電気料金を計算する必要がなければ、電力量料金は夏季合計(kWh)と夏季以外の合計(kWh)をもとに計算いたしますがよろしいでしょうか。 ③入札金額は次のア、イどちらで計算しますでしょうか。 ア、各施設毎に計算した12か月税込合計金額を全49施設分足し上げ、足し上げた税込総合計金額を110分の100にする。 イ、各施設毎に計算した12か月税込合計金額を施設毎に110分の100の税抜金額にして、全49施設分足し上げる。 ④内訳書作成にあたっての端数処理方法に指定がございましたら教えてください。端数処理方法に指定がない場合は、任意で計算させていただきますがよろしいでしょうか。 (2) 入札金額積算時の計算過程は各社任意でよろしいですか。ご請求時と同じ計算過程とするなど、ご指定がある場合は詳細をご教示ください。 (3) 入札金額の算出について、入札金額は各施設毎算出し合計するのか、各施設の契約電力や使用電力を合計した後算出するのかどちらでしょうか。	(1) ①お見込みのとおりです。 ②月ごとの電気料金を記載してください。 ③39の回答のとおりです。 ④端数処理に指定はありませんが、入札額と整合性が取れる形で計算してください。 (2) 入札金額の算定過程は任意ですが、入札額と整合性が取れる形としてください。 (3) 39の回答のとおりです。入札額と整合性が取れるようにしてください。
38	仕様書2. (15)イについて、「供給者は、落札後、各施設の基本料金ならびに力率修正、夏季・夏季以外の電力量料金およびこれらの総額が記載された入札内訳書を提出すること。ただし、入札内訳書に用いる数量は別紙2のとおりとすること。」と記載がありますが、3年分の算出につきまして、以下のいずれになりますでしょうか。 ①各施設毎に計算した12か月税込合計金額を全49施設分足し上げ、足し上げた税込総合計金額を110分の100にし、3倍にする。 ②各施設毎に計算した12か月税込合計金額を施設毎に110分の100の税抜金額にして、全49施設分足し上げ、3倍にする。	内訳書は税込単価で作成し、各施設ごとに1年間(12か月分)の税込小計を算出したうえで、これを3倍(3年分)し、全施設分を足し合わせてください。単価・小計・合計はいずれも税込とします。端数処理に指定はありませんが、入札額と整合性が取れる形で計算してください。入札書に記載する入札金額は、税込総額の110分の100に相当する金額(1円未満切捨て)としてください(入札説明書4(2))。
39	入札内訳書作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。 (小数点第●位までを切捨てor切上げor四捨五入など)。 ① 基本料金 ② 電力量料金 ③ 月毎の合計金額 ④ 年間の合計金額 ⑤ 税込で計算した金額を入札金額(税抜)にする時	① 基本料金 単価・金額とも税込で記載してください。端数処理方法・表示桁数の指定はありません。 ② 電力量料金 単価・金額とも税込で記載してください。端数処理方法・表示桁数の指定はありません。 ③ 月毎の合計金額 税込で記載してください。端数処理方法の指定はありません。 ④ 年間の合計金額 各施設ごとに1年間(12か月分)の税込合計を算出してください。この1年分合計を3倍したものが3年分の金額となります。端数処理方法の指定はありません。 ⑤ 税込で計算した金額を入札金額(税抜)にする時 入札書に記載する金額は、税込総額を110分の100に換算した税抜金額です。換算時に生じる1円未満の端数は、各社が希望する税込総額によって切り上げ・切り捨てのいずれが整合するかが変わるため、市として一律の指定はいたしません。各社において入札内訳書と入札書記載額との整合が取れる形で処理してください。
40	入札書郵送先ですが、公告5(6)「長浜市教育委員会事務局教育総務課」様宛にお送りすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。 契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。 契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	仕様書2(2)ア及び契約書(案)第5条のとおりです。契約電力を超過した場合に超過料金が発生すること、及び契約電力変更時に協議を行うことを了承します。
42	仕様書2(2)イ「本年度から旧塩津小学校及び旧永原小学校が閉校となったため、使用実績については、同様に閉校管理中である旧杉野中学校の実績を基に算出したものである。」と記載がありますが、閉校となっても、長浜市様の施設として使用を続けるという認識でよろしいでしょうか。 民間事業者の利用になるということではないということでしょうか。	現時点では、旧塩津小学校及び旧永原小学校は閉校後も長浜市の施設として管理しており、民間事業者の利用となる予定はありません。 ただし、契約期間中に当該施設の廃止・譲渡等の処分を行う可能性を否定できません。その場合の契約の取扱い(需要場所の減少等)については、契約書第(案)28条に基づき発注者と供給者との協議のうえ決定します。

43	<p>弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。</p>	<p>仕様書2(10)のとおりであれば問題ありません。</p>
44	<p>(1)1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。(例:庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。分担支払いされる場合、分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。</p> <p>(2)1地点につき1枚の請求書以外の対応(合計請求書や分割請求)が必要になることはございますでしょうか。</p>	<p>(1)1施設の電気料金を複数で分担して支払う予定はありません。 (2)一括(合算)請求書での対応は可能です。ただし、各施設ごとの内訳がわかるように作成してください。</p>
45	<p>仕様書2.(15)ウにつきまして、「当該地域を所管する一般送配電事業者が定める標準供給条件(電気需給約款)等を基に協議するものとする。」とのことですが、これは当該地域の一般送配電事業者(関西電力送配電株式会社)の最終保障供給約款ではなく、旧一般電気事業者(関西電力株式会社)の電気需給約款を適用するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書2(15)ウにいう「標準供給条件(電気需給約款)」とは、当該地域の旧一般電気事業者(関西電力株式会社)が定める電気需給約款を基準とする趣旨です。最終保障供給約款を指すものではありません。詳細は協議のうえ決定します。</p>
46	<p>弊社では、毎月の燃料費調整単価および市場価格調整単価について、以下①及び②のとおり計算いたします。</p> <p>①及び②について、ご承諾いただけますでしょうか。</p> <p>①旧一般電気事業者(関西電力株式会社)が応札時点において電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。今後、旧一般電気事業者(関西電力株式会社)が算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきます。</p> <p>※算定諸元とはその月の燃料費調整単価および市場価格調整単価の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで金額そのもの(〇.〇〇円)を固定するお願いではありません。</p> <p>②市場価格調整単価については、旧一般電気事業者(関西電力株式会社)と同じ算定諸元を用いて計算いたしますが、特別高圧及び高圧500kW以上(協議制)の施設については、関西電力より一カ月後の月での料金計算において適用されます。(例)2026年4月21日から5月20日までの平均市場価格により算定した市場価格調整単価(0.11円/kWh)について 関西電力の場合--6月分料金の計算において適用(0.11円/kWh) 弊社の場合 --7月分料金の計算において適用(0.11円/kWh)</p> <p>※高圧500kW未満(実量制)の施設については、適用される月の遅れはございません。</p>	<p>了承します。</p>
47	<p>供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>契約金額変更の必要が生じた場合は、契約書(案)第9条・第10条に基づき発注者と供給者とは協議のうえ決定します。</p>
48	<p>地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。</p>	<p>契約書(案)第10条記載のとおり発注者と供給者とは協議のうえ決定します。</p>
49	<p>契約締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p>	<p>契約書(案)第28条記載のとおり、契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ受給者と供給者とは協議して定めます。</p>
50	<p>契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。</p>	<p>了承します。</p>
51	<p>電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合(または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したのとして後日料金を精算することは可能ですか。</p>	<p>可能です。</p>
52	<p>契約書案第15条に「仕様書等を算定し、甲に通知しなければならない」とありますが、弊社では使用電力量等のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをご利用いただくことでよろしいでしょうか。</p>	<p>検針票や請求書により各施設ごとの使用電力量等の内訳が確認できるものであれば、Web上での閲覧・ダウンロードによる方法でも差し支えありません。仕様書2(11)のとおり、各施設ごとの内訳がわかるように明示してください。</p>
53	<p>弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。</p>
54	<p>契約書案第12条「契約の履行について生じた損害(電力の供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。第13条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。」と記載がございますが、電力の供給に付帯する工事の施行等により、電気の供給が停止した場合は、小売電気事業者ではなく、実際に送配電業務を担う関西電力送配電株式会社が、必要により関係機関と連携の上、早期復旧に努めることとなります。契約書案12条については、上記のとおりのご対応でございましたでしょうか。</p>	<p>契約書(案)第12条のとおりです。送配電事業者の業務に起因する部分について貴社が負担しないことは了承しますが、契約条文の取扱いには契約書(案)第28条に基づき協議のうえ決定します。</p>
55	<p>契約書案第13条「契約の履行について第三者に損害(電力の供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。)を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。」と記載がありますが、弊社は、送配電業務を担う関西電力送配電株式会社の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につきましては、賠償責任を負うことはできませんが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>契約書(案)第13条のとおりです。送配電事業者(関西電力送配電株式会社)の責めに帰すべき事由による損害の取扱いについては、契約書(案)第13条及び第28条に基づき協議のうえ決定します。</p>
56	<p>契約書案第11条「乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。」とありますが、停電など緊急なご用件については、弊社ではなく、実際に送配電業務を担う北海道電力ネットワーク関西電力送配電株式会社が、必要により関係機関と連携の上、早期復旧に努めることとなります。上記のとおりのご対応でございましたでしょうか。</p>	<p>停電等の緊急対応が一般送配電事業者(関西電力送配電株式会社)により行われることは了承しますが、臨機の措置に係る条文の取扱いは協議のうえ決定します。</p>

57	弊社落札の場合、契約締結前および契約締結後の重要事項説明書交付(契約の更新時および変更時における契約締結前および契約締結後の重要事項説明書交付も含まれます。)について、電子メールを送信する方法(PDF、テキスト等)等、電磁的方法により行うことをご承諾いただけますでしょうか。	了承します。
58	供給地点における供給管区を確認するため、以下ご回答ください。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者(旧一般電気事業者) ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①関西電力株式会社 ②06
59	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。	現在、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はありません。仮に協議制となった場合の契約単価変更は、契約書(案)第9条に基づき協議のうえ決定します。
60	【別紙1】需要場所等一覧.pdfのご記載の計量日は、現在の計量日という理解で間違いありませんか。 ※切替時に計量日のご変更希望はありませんか。後述の通り、検針日の変更はお受けできかねるため、原則現在の検針日のままで切替となります	お見込みのとおりです。 希望はありません。
61	現在、分散検針の場合は、1日検針への変更はできかねます。現在の計量日での切替となりますが問題ございませんか。	問題ありません。
62	全地点、自動検針装置は有でお間違いありませんか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	全地点、自動検針装置は設置済みです。
63	入札書と内訳書について、割印、ホッチキス留めなどのご指定はありますか。	ありません。
64	弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額(電源調達調整単価)での応札、契約締結は可能ですか。	仕様書2(13)のとおり、燃料費等の調整を行う場合は旧一般電気事業者(関西電力株式会社)が定める電気需給約款等の規定を越えない額とします。この範囲内であれば可能です。
65	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	料金制度は各社で設定可能です(仕様書2(9))。 燃料費等調整額を設けない料金制度での応札も可能です。
66	燃料調整費につきまして、みなし小売電気事業者の約款【電気供給条件(特別高圧・高圧)(2023年4月1日実施)別表2燃料費調整】に記載されている算定諸元を契約終了まで適用させていただきますが可能ですか。	仕様書2(13)の上限(旧一般電気事業者の約款の規定を越えない額)の範囲内であれば了承します。
67	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんか。	① 了承します。 ② 契約金額変更の必要が生じた場合は、契約書(案)第9条に基づき発注者と供給者とが協議のうえ決定します。
68	落札業者は開札日にお伺いできますか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください(開札日に落札業者が弊社となったかお電話でお伺いする想定です)。	立会は不要です。開札後、応札者全員にFAX又はメールにて通知します。 開札後3日以内までを予定しております。
69	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいですか(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか)。複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能ですか。	1施設の請求書に対し、分割してお支払いする予定はありません。
70	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよいですか。	仕様書2(10)のとおりであれば問題ありません。契約単価の税込表示は構いませんが、単価の消費税及び地方消費税額の記載をお願いします。
71	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び、請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認ください。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	電子(Web上での閲覧・ダウンロード)での確認も可能です。仕様書2(11)のとおり、各施設ごととの内訳(使用電力量・契約電力・料金等)がわかる検針票・請求書により確認できる形としてください。
72	合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求書内訳をまとめた一覧表の作成はできかねますが、ご了承いただけますか。	合算請求書での発行は可能です。ただし、各施設ごとの請求内訳(使用電力量・契約電力・料金等)がわかるように作成してください。
73	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者へ支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますか。	契約金額変更の必要が生じた場合は、契約書(案)第9条に基づき発注者と供給者とが協議のうえ決定します。
74	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退いたします。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますか。	再入札の辞退届を初度入札時にあらかじめ提出いただく必要はありません。入札執行回数は2回を限度とし、再入札の該当者にはFAXにより再入札通知書を送付します(入札説明書4(1)(3))。
75	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能ですか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能ですか。	契約書(案)第28条記載のとおり、契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ受給者と供給者とが協議して定めます。覚書の締結についても協議のうえ決定します。
76	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができればいい可能性はございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能ですでしょうか。	入札説明書5(1)イのとおり、落札決定の通知を受けた後、原則7日以内に契約書を提出してください。
77	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ・市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ・年度をまたぐ期間のご契約の場合、年度によって異なる単価設定となる場合がございます。契約期間を通して同一の単価とする必要はありますか。	・本入札は仕様書2(15)アのとおり、力率100%・燃料費等調整額等を考慮しない固定単価による入札金額の算定を前提としております。日々の市場価格により単価が変動する料金制度(市場連動プラン)での応札は想定していません。 ・同一単価とします。
78	電気料金に対し政府の支援政策が実施される場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。

79	予備電力(予備線及び予備電源)の契約の有無、 契約がある場合はその内容をご教示ください。	ありません。
80	自己託送契約の有無、自己託送がある場合はその内容(契約電力(kw)、 仕様想定量(kWh)、送電先施設、自己託送事業者)をご教示ください。	ありません。
81	旧一般電気事業者(一般送配電事業者)が燃料費調整額の算定諸元を 変更した場合においても、弊社では、入札時点の約款に基づく燃料費調 整額の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきます が、よろしいでしょうか。	了承します。
82	上記が難しく、旧一般電気事業者が契約期間中に燃料費調整額の算定 諸元を変更した際は、旧一般電気事業者(一般送配電事業者)が新たに 設けた算定諸元を適応致しますが、その際に契約単価の見直し協議をご 対応頂けますでしょうか。	契約金額変更の必要が生じた場合は、契約書(案)第9条に基づき発注者と供給者とが 協議のうえ決定します。
83	契約期間中に一般送配電事業者が託送料金の料金改定を行った場合 には、当該改定内容に応じて契約単価の変更について協議させていた だくことは可能でしょうか。	82の回答のとおりです。
84	1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担し て支払いされることはございますか。また、弊社では1施設につき1つの請 求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できません がよろしいでしょうか。	1施設の請求書に対し、分割してお支払いする予定はありません。
85	請求書につきまして、押印の省略もしくは電子印(角印)でのご対応は可 能でしょうか。	可能です。
86	入札参加申請書の提出期限から入札期限の間に代表者変更の可能性 があります。その場合、入札時の代表者氏名は、代表変更後の代表者氏 名でよろしいでしょうか。また、すでに参加申請している書類の差し替え は必要でしょうか。	入札時点の代表者氏名でご記載ください。なお、入札書の使用印は入札参加資格確認 申請書兼誓約書の使用印と同一である必要があります(入札説明書4(4)エ)。代表者変 更により使用印等に変更が生じる場合は申請書類の差し替えが必要となりますので、教 育総務課までご相談ください。